

別 紙 資 料 1

滋賀県個人情報保護審議会資料
平成29年(2017年)7月10日

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況
について(報告)

平成28年度の滋賀県における本人確認情報の
利用および提供の状況について

総務部市町振興課

本人確認情報の保護に関する審議会の概要

審議会の役割

- ・滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を通じて各市町から通知される県内住民の本人確認情報（①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤個人番号 ⑥住民票コード ⑦これらの変更情報）の保護に関する事項を、調査審議し、当該事項に関して建議を行う。
- ・知事が住民票コードの利用制限（告知要求、データベースの作成）に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べる。

根拠規程（抜粋）

- ・住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）
（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

※ 第30条の6第1項：市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

- ・滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年3月28日滋賀県条例第15号）
（本人確認情報の保護に関する審議会）

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。

これまでの審議会の内容

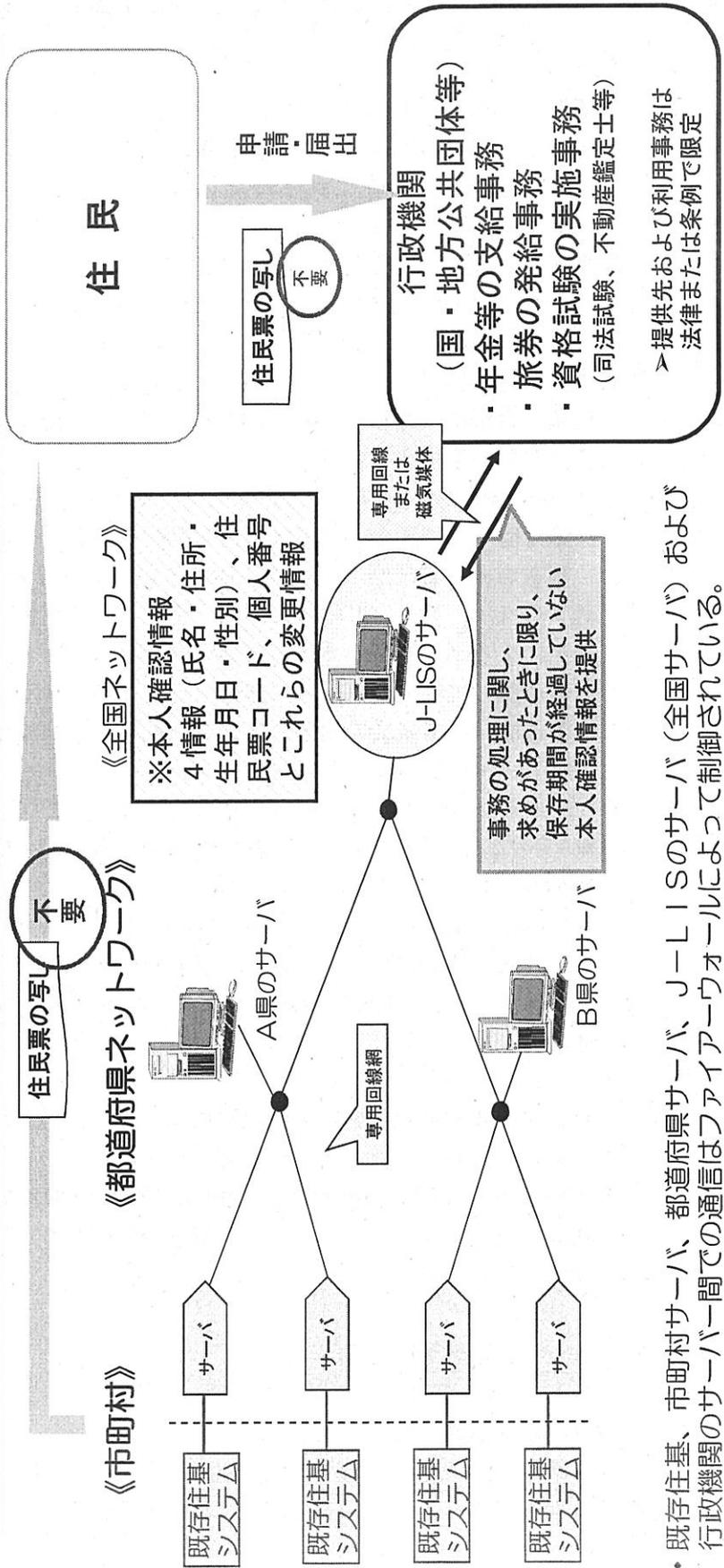
- ・平成14年度の審議会設立以降、毎年、滋賀県における本人確認情報の利用および提供について調査審議。
- ・滋賀県における住基ネットの独自利用（法定事務以外に条例を根拠として住基ネットを利用すること）に関する条例改正【平成17年度】について審議。

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化することによって、**全国共通の本人確認ができるシステムを構築。**

- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の6、第30条の7)
- 本人確認情報の提供先および利用事務は住基法または条例で限定(同法第30条の13、第30条の15)

↑ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



・ 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、J-LISのサーバ(全国サーバ)および行政機関のサーバ間での通信はファイアウォールによって制御されている。

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → 年間約5億9,000万件

(年金支給事務、司法試験の実施など)

② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → 年間約4,520万件

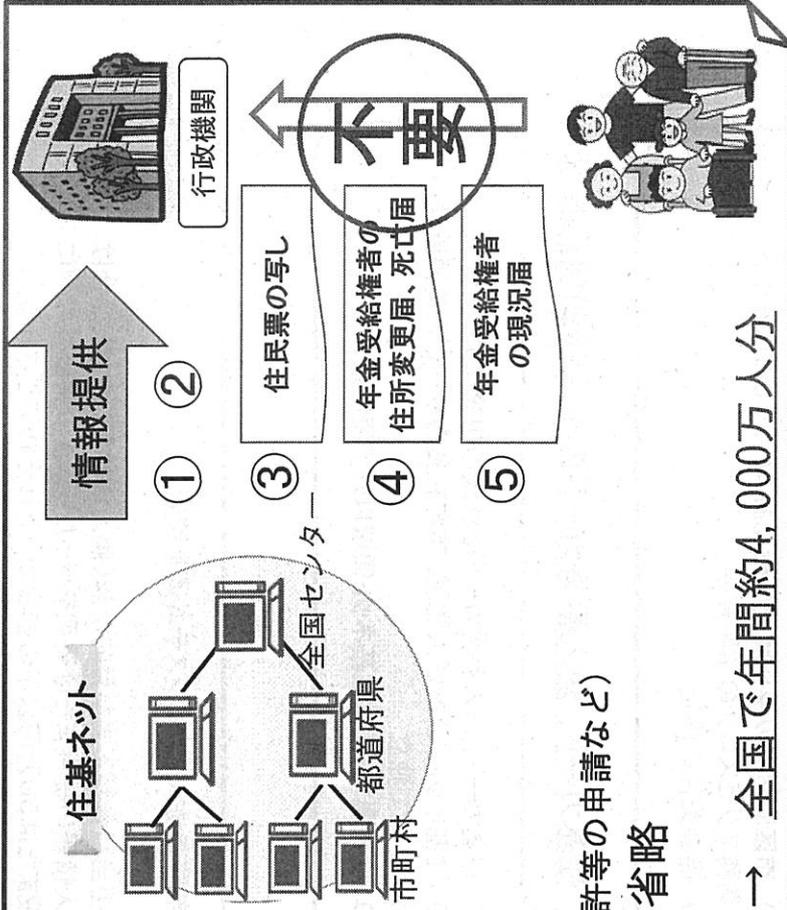
(パスポートの発給、税務事務、個人番号利用の準備行為など)

③ 行政手続における住民票の写しの省略

→ 全国で年間約780万件(パスポートの受給申請、免許等の申請など)

④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ 全国で年間約220万件

⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で年間約4,000万人分

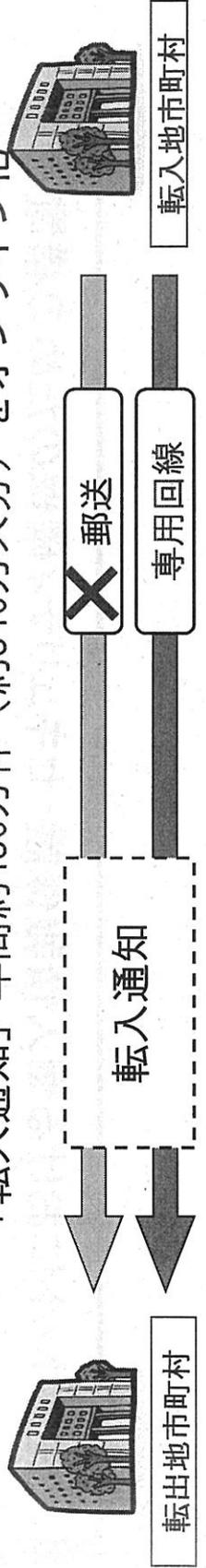


2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約450万件(約540万人分)をオンライン化



住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県やJ-LISが保有する情報は、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)、住民票コード、個人番号およびこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、J-LISが管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDS(侵入検知システム)による検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際はデータを暗号化
- 通信プロトコルは汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の操作を防止
- 市区町村での操作履歴の確認およびJ-LISにおける業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

■ 住基カード、個人番号カードの個人情報保護措置

- 住基カード、個人番号カードは住民の申請により交付
- 住基ネット、公的個人認証、市町村独自サービスの領域はカード内で独立
- 住民票コードは住基ネット領域以外で使用禁止

■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、国の機関等の担当職員が正当な目的が無く個人情報を提供した場合は2年以下の懲役または100万円以下の罰金が、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が、それぞれ加重される。

住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム(本人確認情報)の利用および提供の状況

平成28年度 本人確認情報利用・提供件数合計	104,642
------------------------	---------

1 平成28年度 本人確認情報利用件数一覧(滋賀県知事が利用した件数)

利用区分	実施機関	件数
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	102,879
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第1に掲げ る事務	滋賀県知事	448
合計		103,327

1の内訳(事務区分別)

利用区分	項番	事務区分	件数	利用所属
住民基本台帳法別表第5に掲げる事務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	370	県民活動生活課
	2	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	285	総務事務・厚生課 教育委員会教職員課 警察本部厚生課
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	53,392	各県税事務所 自動車税事務所
	4	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補または同法第17条第1項の届出に関する事務	47,617	観光交流局 (パスポートセンター)
	5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	268	健康医療課
	6	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	30	湖東・東近江健康福祉事務所
	7	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	3	畜産課
	8	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	7	環境政策課
	9	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	861	防災危機管理局
	10	電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第3条第1項もしくは第3項の登録又は同法第10条第1項の届出に関する事務	45	防災危機管理局
	11	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許または宅地建物取引士資格の登録に関する事務	1	住宅課
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	12	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	4	モノづくり振興課
	13	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	3	モノづくり振興課
	14	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	145	医療福祉推進課
	15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	199	自然環境保全課
	16	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	8	総務事務・厚生課 警察本部厚生課
	17	滋賀県屋外広告物条例による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務	1	都市計画課
	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	88	中小企業支援課
合計			103,327	

2 平成28年度 本人確認情報提供件数一覧(国の行政機関等および行政委員会に提供した件数)

提供区分	提供先	件数
住民基本台帳法 別表第1に掲げる事務	(国の機関等)	0
住民基本台帳法 別表第2に掲げる事務	(滋賀県内の市町の執行機関)	0
住民基本台帳法 別表第3に掲げる事務	(他の都道府県の執行機関)	0
住民基本台帳法 別表第4に掲げる事務	(他の都道府県の区域内の市町村の執行機関)	0
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第2に掲げる 事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	727
情報提供業務以外の提供 (市町長等が本人確認情報の修 正等を行うとき)	市町長等	588
合計		1,315

2の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	件数	提供先
住民基本台帳法別表第1に掲げる事務	—		0	(国の機関等)
住民基本台帳法別表第2に掲げる事務	—		0	(県内市町の執行機関)
住民基本台帳法別表第3に掲げる事務	—		0	(他の都道府県の執行機関)
住民基本台帳法別表第4に掲げる事務	—		0	(他の都道府県の市町村の執行機関)
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	1	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	3	滋賀県監査委員
	2	道路交通法による同法第74条の3第5項の届出に関する事務	724	滋賀県公安委員会
情報提供業務以外の提供	3	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき	588	市町長等
合計			1,315	

